

くらしの泉

水源に近い山林が外資により買収されているという報道が相次いでいる。2011年、林野庁は「外国資本による森林買収面積は40件で合計620ヘクタールにおよぶ」と発表した。その後『読売新聞』が行なった調査では、「全国で63件、買収面積は1103ヘクタールにおよび、土地の所有者は香港、中国、豪州、パージン諸島など多国籍であり、外資を隠すために日本人の名義貸しも横行、買収面積はさらに大きな数字になるだろう」と報道している。

なぜ日本の山林が外資に狙われるのか。三つの理由がある。第一の理由はわが国の山林価格は不当に安く、今が買い時であること。林地の価格は20年連続の下落で昭和48年頃の価格水準まで低下し、もちろん立木の価格も下がり続けている。

第二の理由は水資源（地下水、河川水）の確保である。世界人口が74億人を超えた今、世界各国で使える水が絶対的に不足している。日本のように安全で安心な水資源に恵まれ、また自国で自国の水源を有している国は世界に21カ国しかない。たとえば中国は世界最大の人口なのに、水資源は世界の6%しかない。しかもその貴重な水源も工場廃水や生活排水で汚染が進み、安全な飲料水さえ確保できない危機に直面している。隣国の安全・安心な水資源はお金を生み出す、まさに源泉なのだ。

第三の理由は日本の山林は外国人が誰でも自由に買えることである。世界各国の土地所有制度をみると

自国民や外国人に土地所有を認めない中国やベトナム（使用権のみ解放）、制限つきで外国人に所有を認めている韓国やシンガポール、所有や使用が国益に反しないよう厳しく制限しているアメリカ、ドイツなどがある。日本は山林であれば誰でも自由に購入でき、しかも使用制限がまったくない、きわめて珍しい国だ。事実、防衛施設（駐屯地やレーダー基地）周辺の林地や北海道ニセコ町の水源などが買収されている。

地下水は誰のものか。日本の法律では表流水（河川水、湖沼水）は河川法や水利権で厳しく使用制限され、所有も明記されている。しかし地下水は民法上の土地所有者のモノであり、民法207条「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」と明記され、地下水も土地の所有者が自由に使えるのだ。

日本の水源地を守ろうと、2012年から15自治体が「水源地域保全条例」を成立させ、また「水循環基本法」が2014年に成立したが、いずれも罰則規定がなく抑止力にはなっていない。どの国の法律をみても、基本的に「土地はすべて国家のもの、国民は一時的に国から使用を認められているにすぎない、使用にあたって国益が優先する」と近代国家では当たり前前の考え方である。しかし日本では私的な所有権が異常なほど強く、国益・公益より私利私欲が優先するおかしな国になっている。日本の土地政策を根本的に見直す時期がきている。

水に流せない ⑥ 吉村和就 水の話

外資が狙う日本の水資源

日本の水資源を外国企業が狙っている——。ここ数年、よく見かける報道ですが、水は誰のものか、改めて考えたいですね。

よしむら かずなり・グローバルウォータージャパン代表、
国連環境アドバイザー。日本を代表する水の専門家之一。
『水ビジネス——110兆円水市場の攻防』（角川書店）など著書多数。

イラストレーション／白井裕子

